

鳥取市補助金カルテ

NO.	331	担当課	用瀬町総合支所地域振興課	外線	0858-71-1892
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	用瀬町ジゲおこし事業補助金				
概要	用瀬町ジゲおこし実行委員会が行う用瀬地域の活性化に資する事業に要する経費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在観光の推進				
創設年度	H17	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	ジゲおこし事業費					
R 7 予算	1,654千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 7 予算 積算根拠	対象経費 1,654千円×10/10			R 6 (見込)	1	1,654
				R 5	1	1,654
				R 4	1	430
				R 3	1	421
				補助率・補助額		
特定財源			なし(一般財源、基金繰入のみ)			
				上限額	1,654千円	

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	用瀬町ジゲおこし実行委員会				
交付要件	用瀬町ジゲおこし実行委員会				
対象経費	補助対象事業（地域の自然を活かした事業、地域の施設等を活用した事業、その他地域の活性化に資する事業）に要する経費。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 自己資金に乏しいため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	補助金創設時の協議により事務局を市に設置している。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、特定団体への同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	332	担当課	用瀬町総合支所地域振興課	外線	0858-71-1892
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	用瀬町ふれあいまつり補助金				
概要	用瀬町生涯学習推進協議会が実施する「用瀬町ふれあいまつり」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1103）生涯学習の推進				
創設年度	H20	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育総務費	
歳出事業名	生涯学習推進事業費（用瀬町教育委員会分室）					
R7予算	600千円					
R7予算 積算根拠	対象経費 600千円×10/10			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	660
				R5	1	522
				R4	1	290
				R3	1	353
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	用瀬町生涯学習推進協議会
交付要件	用瀬町生涯学習推進協議会
対象経費	用瀬町ふれあいまつりの開催に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 当該団体は自己資金に乏しく、本補助金がなければ事業を行うことができないため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	補助金創設時の協議により事務局を市に設置している。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上である。

鳥取市補助金カルテ

NO.	333	担当課	用瀬町総合支所地域振興課	外線	0858-71-1897
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	もちがせ流しびなマラニック大会補助金				
概要	もちがせ流しびなマラニック大会実行委員会が実施する「もちがせ流しびなマラニック大会」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1303）スポーツ・レクリエーションの振興				
創設年度	H20	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	保健体育費	目	体育振興費	
歳出事業名	流しびなマラニック大会補助金					
R 7 予算	2,000千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 7 予算 積算根拠	対象軽費 2,701千円(事業費)－701千円(補助金以外の収入等)			R 6 (見込)	1	2,000
				R 5	1	2,000
				R 4	1	2,000
				R 3	1	384
				補助率・補助額		
特定財源			なし(一般財源、基金繰入のみ)			
			上限額			設定なし

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	もちがせ流しびなマラニック大会実行委員会				
交付要件	もちがせ流しびなマラニック大会実行委員会				
対象経費	大会開催に要する経費。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書へ領収書を添付させ、確認する。				

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				5
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 地域住民で組織された任意の実行委員会であり、特定の財源をもっていないため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-2 補助金創設時の協議により事務局を市に設置している。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、特定団体への同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	334	担当課	用瀬町総合支所産業建設課	外線	0858-71-1896
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	用瀬流しびな行事補助金				
概要	用瀬流しびな実行委員会が実施する用瀬流しびな行事に要する経費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在観光の推進				
創設年度	H20	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費		
歳出事業名	用瀬流しびな行事（用瀬町産業建設課）						
R 7 予算	590千円			過去実績	件数	決算額 (千円)	
R 7 予算 積算根拠	対象経費 590千円×10/10			R 6 (見込)	1	4,096	
				R 5	1	2,303	
				R 4	1	914	
				R 3	1	702	
				補助率・補助額			10分の10
補助率・補助額			10分の10			上限額	設定なし
特定財源	県費						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	用瀬流しびな実行委員会
交付要件	用瀬流しびな実行委員会
対象経費	交付の目的の達成に資するために実行委員会が実施する補助対象事業に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 地域住民で組織された任意の実行委員会であり、特定の財源をもっていないため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上である。

鳥取市補助金カルテ

NO.	335	担当課	用瀬町総合支所産業建設課	外線	0858-71-1896
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取いなば農業協同組合用瀬支店駐車場トイレ維持管理費補助金				
概要	観光客等が公衆トイレとして使用する鳥取いなば農業協同組合用瀬支店の屋外トイレの管理に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在観光の推進				
創設年度	H17	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	用瀬地域観光地施設維持管理事業費					
R7予算	324千円					
R7予算 積算根拠	過去実績から算定。			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	324
				R5	1	324
				R4	1	324
				R3	1	324
補助率・補助額	10分の10			上限額	360千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取いなば農業協同組合用瀬支店
交付要件	鳥取いなば農業協同組合用瀬支店
対象経費	観光客等が公衆トイレとして使用する鳥取いなば農業協同組合用瀬支店の屋外トイレを管理する経費。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 イベント開催時など観光客が利用するにあたり維持管理費の補助が必要。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-1 上限額を設定しており、交付団体は上限額以上の補助対象経費を執行しているため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	特定団体への同額交付が複数年続いている。